

質問	回答
<p>・令和6年度の介護報酬改定内容について、詳しく聞きたかった。</p> <p>・介護予防支援の改正や特定事業所加算について詳しく教えてほしい。</p> <p>・改正の内容が省略すぎてわからない。</p> <p>・居宅介護支援費にて、指定居宅予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとされているが、包括からの委託はどのように件数に加えるのか。</p>	<p>現在厚生労働省の社会保障審議会において介護報酬改定に向けた検討がされている段階です。</p> <p>報酬告示の公布は通常3月頃となり、現段階で改定内容は確定事項ではないため、社会保障審議会の資料を参考に概要の説明とし、改正のポイントや傾向をお知らせするに留めさせていただきました。</p> <p>報酬告示の公布後、通知等を受け、情報提供いたします。</p> <p>現段階では、社会保障審議会の資料を参考にしてください。</p> <p>特定事業所加算や介護支援専門員一人当たりの取扱件数についても現段階での改正事項について記載されており、指定介護予防支援の提供を受ける利用者については、3分の1を乗じて件数に加えることとされており、ご一読いただければと思います。</p> <p>第239回(令和6年1月22日) 1. 令和6年度介護報酬改定に向けて(介護報酬改定案について) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37407.html</p> <p>第238回(令和6年1月15日) 1. 令和6年度介護報酬改定に向けて(運営基準等に関する事項に係る諮問について) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37263.html</p>
<p>11月と12月に事故が増えているが、特徴があるか。例えば冬場で転倒事故が多いなど。</p>	<p>転倒は全体的に多い事由となっていますが、11月12月は他の月と比較して転倒による事由が多く報告されていました。</p> <p>転倒の事例としては、比較的自立度の高いご利用様がたまたま職員のいない、または他のご利用者様のケア等で目が離れた時等にご自身で動こうとした際にバランスをくずし、転倒または支えようとしたが間に合わなかった等の内容が見受けられました。</p> <p>また、12月は令和4年度も令和5年度もトイレへの移動の際の事故が他の月と比較して多く報告されていました。</p>
<p>居宅介護支援事業の運営指導がないのが気になる。</p>	<p>令和5年度は地域密着型サービス事業所を中心として運営指導を実施いたしました。</p> <p>概ね6年程度で一巡できるように指定事業所の運営指導を行う予定としております。</p>
<p>gBizIDのアカウント取得等時間を要する手続きは早めに行ったほうがよいか。</p>	<p>本市の電子申請については伴走支援を受けつつ、これから進めていくこととなります。</p> <p>正式に必要な準備や申請方法等の説明をする予定としておりますので、今しばらくお待ちください。</p> <p>ただし、他市や広島県等で先行して電子申請を開始することとしている自治体よりご案内を受けている場合は、手続きを行っていただいても構いません。</p>
<p>地域密着型サービスの運営推進会議について、新型コロナウイルス感染症が広がり、予定していた月の実施ができず、終息後の翌月の開催となった。おおむね2カ月に1回とされているため、次回開催を本来予定した月に実施すると連続した月に実施することとなり、委員の負担感が大きくなる。中止することは可能か。</p>	<p>ご質問の内容は、「位置づけ変更後におけるコロナ特例事務連絡の取扱い整理表」の「第3報・問8」の内容であり、令和5年5月1日の取扱いの整理で「終了」となりました。そのため中止とすることはできません。</p> <p>開催をご案内しても構成員の都合により出席が少ない場合もあるかと思いますが、事業所職員及び利用者以外の構成員が最低でも1名以上あれば、運営推進会議の趣旨を満たし、成立したものとします。欠席者へは後日議事録を送付する等の対応をお願いします。</p> <p>毎回全ての構成員の参加を求めるものではありませんが、本市としては、できるだけ多くの構成員にご参加いただけるようご配慮いただきますようお願いいたします。</p>

質問	回答
<p>・事故報告について、「ノロウイルス等感染症」とあるが、ノロウイルス以外はどのような感染症が含まれるか。</p> <p>・感染症法上の位置付けで基準となるものがあるか。</p> <p>・一名でも報告する必要があるのか、もしくは集団発生となった時点で報告するのか。また、集団発生の場合は、個人ごとの報告が必要か。</p>	<p>事故報告の必要な感染症等については「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成 17 年 2 月 22 日)」で、次の場合、報告が必要とされています。(本市のホームページには詳細な記載がありませんでしたので、今後改める予定としています。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成 17 年 2 月 22 日)】</p> <p>社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。</p> <p>ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合</p> <p>イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p> </div> <p>上記の「感染症」には感染症法に位置づいている感染症すべてが含まれます。</p> <p>介護施設等で集団感染や重篤化等の可能性が高い感染症の例として、感染性胃腸炎(ノロウイルス)以外では、インフルエンザ、結核や新型コロナウイルス感染症があり、これらも上記に該当する場合、報告が必要となります。</p> <p>一名では報告は不要です。</p> <p>集団発生の場合は、本市の様式で事業所として全体の人数の報告等をいただければ、個別の報告は不要です。</p> <p>【(令和5年9月 25 日)介護現場における感染対策の手引き(第3版)】</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html</p> <p>P.62: 行政への報告 P. 124: 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について</p>
<p>BCP の考え方、やり方について研修の機会を作って欲しい。</p>	<p>BCPIについては、今回の集団指導でもお話ししましたが、厚生労働省のホームページに過去のセミナー動画や資料の掲載があります。なお、4月以降の見込みですが、令和5年度に開催された、計画作成及び机上訓練のセミナー動画も掲載される予定です。</p> <p>また、令和5年度中、広島県からの通知等でBCP関連のセミナーについてご案内させていただいております。</p> <p>すでに有益なツールや専門家による研修等が開催されていることから本市として個別に研修等は計画しておりません。</p> <p>【介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修】</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html</p>

質問	回答
住宅改修の資料を送ってほしい。 最後に住宅改修の説明を文書で頂きたい。	今回の集団指導に使用した資料は、研修終了後に尾道市ホームページ(集団指導資料掲載ページ)に掲載しておりますので、ご活用ください。
住宅改修理由書作成について段差にはメジャーを当てることの他、日付を記入する方が良いと思うが、如何か。	お見込みのとおり、写真には日付が必要です。「写真用台紙(住宅改修費支給申請用)」にも注意点として「必ず日付入りのものを添付すること」としております。
住宅改修について、ホームページで留意点をわかりやすく表示いただきたい。	今後、ホームページへの掲載に向け、検討していきたいと考えます。(現状掲載時期等未定です。)